

道路運送法第9条第5項に基づく意見反映措置について

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)第9条	
4	一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。
	一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
5	前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

道路運送法第9条第5項に基づく意見反映措置について、運行事業者（有限会社大竹交通）に対してヒアリングを実施したが、その意見を踏まえて資料を作成し、令和8年3月22日（日）15時に住民、利用者【予定】からなる白石すまいるタクシー導入検討会を開催。意見を聴取した。

また、その他利害関係者である有限会社大竹タクシー、有限会社やまとタクシーに対して文書を送付し、意見を聴取したが、指定した日時までに意見はなかった。

記

1 実証運行内容の確認について

路線名：白石すまいるタクシー

運行経路：白石1丁目・2丁目地区全域から大竹駅、大竹市総合市民会館、ゆめタウン大竹、広島西医療センター

運行日：月曜日から金曜日までの週5回

ダイヤ：行き 8：15、9：15、10：30、13：00、14：30

帰り 11：00、12：00、14：30、16：00、17：30

運行方法：定時デマンド方式（予約がない場合は運行しない）

予約方法：30分前までに利用者が直接電話で予約

運賃：

(1) 運賃の種類及び額

運賃の種類	運賃の額 (大人運賃)	目的地
普通旅客運賃 (チケット制)	片道250円	大竹駅、大竹市総合市民会館、 ゆめタウン大竹
普通旅客運賃 (チケット制)	片道500円	広島西医療センター

(2) 運賃の適用方法

小学生以上一律料金を適用（小学生未満無料）

回数券（250円×11枚：2,500円）を発行する。

2 実証運行施行日について

令和8年3月27日に開催予定の第2回大竹市地域公共交通活性化協議会終了後、速やかに中国運輸局広島運輸支局への認可申請を行う。

実証運行は令和8年5月11日の開始を想定しているが、認可申請の状況次第となる。

3 準備など

- 認可申請

中国運輸局広島運輸支局への認可申請。

- 乗車券の手配

ロゴについてはすでに決定済。乗車券全体のデザインについては、これまでのデマンド型乗合タクシーのものを参考にする。市で業者に発注依頼。

- チラシの作成

市で業者に発注依頼。

- 広報誌及び市ホームページへの掲載

市広報5月号に記事を掲載予定。ホームページへの掲載は4月中に市で行う。

- 地元への周知

チラシ完成後、地元へ渡す予定。それを活用し、回覧するなど周知していただきたい。また、導入検討会でも周知方法について議論いただきたい。

- 市営住宅9棟分の停留所を決める

導入検討会で協議。決定後、市、大竹交通へ連絡すること。

- 市営住宅停留所の設営

停留所のデザインについては、市で対応。業者にすべて対応してもらうか、看板のみ作成してもらい、市または導入検討会で設置するか決めたい。

4 その他

セレモニーについては必要最小限とする。(導入検討会の中で検討すること)

(例) 第1便に導入検討会のメンバーの中の誰かが予約を行い、メンバー数人が実際に利用する。あいさつや花束贈呈、プレス招待などは行わない。ただし、市広報及び市ホームページに記事を掲載するため、それを見て市広報担当や中国新聞などといったプレスが取材や写真撮影を行いたいと申し出た場合は応じる。

<聴取した意見など>

【周知について】

Q. 市からどのような形で周知するのか。

A. 市広報については5月号の掲載を予定している。また、市ホームページにもできれば4月中には掲載したい。

Q. 地元にも周知を依頼すると市から説明があったが、それに対する事前説明はあるのか。

A. それについては考えていない。3月27日に活性化協議会が開催されるが、その際、他のデマンド型乗合タクシーの代表の方も来られるので、聞いてみたらどうか。

【目的地について】

Q. 目的地（大竹駅ほか）に白石すまいるタクシーの看板を設置し、帰るとき利用者がわかりやすいようにするのか。

A. 目的地には看板は設置しないが、白石すまいるタクシーのマグネットを作成し、車両に貼ってもらう。また、今回目的地はすべてこいこいバスの停留所にもなっているため、こいこいバスの停留所のところで待ってもらうようになる。

【乗車・運行について】

Q. 子どもが乗車する場合も予約時にきちんと伝えるべきか。

A. きちんと伝えていただきたい。

Q. 1便が8時15分となっているが、複数予約があった場合、1軒目に伺うのが8時15分という認識でよいか。

A. その認識でよい。2軒、3軒と予約が重なった場合、2軒目、3軒目は8時15分よりも遅れて到着することがあるが、ご了承いただきたい。

Q. 8時15分にAさんが広島西医療センターへ、9時15分にBさんが大竹駅に向かったとする。お互い帰りの時間が14時30分の便となった場合、どのような扱いとなるのか。

A. まず14時30分に広島西医療センターへ向かう。その後Aさんを乗せて大竹駅に向かい、Bさんを乗せてから白石地区へ帰ることとなるため、大竹駅には14時30分よりも遅れての到着となる。

【停留所について（市営アパートが棟になっているため）】

Q. 市営アパートに停留所が設けられると聞いたが、白石2丁目には平屋の市営住宅がある。これも別に停留所が設けられるのか。

A. 平屋の場合は自宅前までとなるため、停留所は設けない。

※その他、乗車券の色、市営アパート（9棟あり）における停留所の設定、周知方法、実証運行後の対応（活性化協議会委員として選任）について協議。